

公益社団法人益田法人会定款の一部改正（新旧対照表）

現行条文	変更（案）条文	改正理由
第4章 総会 （権限） 第12条(4) 貸借対照表及び損益計算書（<u>正味財産増減計算書</u>）の承認	第4章 総会 （権限） 第12条(4) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の承認	公益法人会計基準の見直しにより改正
第5章 役員等 （役員の設置） 第19条 本会に、次の役員を置く。 （1）理事 40名以上61名以内 （2）監事 <u>2名以内</u>	第5章 役員等 （役員の設置） 第19条 本会に、次の役員を置く。 （1）理事 40名以上61名以内 （2）監事 3名以内	法改正による外部監事の設置に伴う定員の変更
（役員の報酬等） 第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。	（役員の報酬等） 第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。また、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第15号に掲げる外部理事及び同法第5条第16号に掲げる外部監事に対しても、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って支給することができる。	外部理事・外部監事の報酬等の支給基準を追加 ※関連事項 公益社団法人益田法人会役員報酬等規程を変更
第10章 資産及び会計 （事業報告及び決算） 第41条(4) 損益計算書（<u>正味財産増減計算書</u>） （5）貸借対照表及び損益計算書（<u>正味財産増減計算書</u>）の附属明細書	第10章 資産及び会計 （事業報告及び決算） 第41条(4) 損益計算書（活動計算書） （5）貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の附属明細書	公益法人会計基準の見直しにより改正
（公益目的取得財産残額の算定） 第42条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。	（公益目的取得財産残額の算定） 削 除	法令改正により、区分経理が義務付けられるため毎事業年度の算定を廃止
第43条（定款の変更）から第50条（細則） （条文省略）	第42条（定款の変更）から第49条（細則） （条文省略）	第42条削除に伴う条の繰上
（公益認定の取消し等に伴う贈与） 第45条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。	（公益認定の取消し等に伴う贈与） 第44条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。	公益認定法条項の移動に伴う変更
（残余財産の帰属） 第47条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。	（残余財産の帰属） 第46条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。	公益認定法条項の移動に伴う変更

適用時期： この改正規定は、令和7年6月12日開催の定時社員総会で承認された時をもって施行する。